

生活保護制度について

生活保護制度は、日本国憲法第25条(生存権)に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

【内容】

対象者について

生活に困窮する方で、その方が利用し得る現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない方。

保護の種類について

生活扶助・・・衣食、電気製品、水光熱など暮らしの費用

住宅扶助・・・家賃などの住まいの費用

教育扶助・・・小・中学校の費用

介護扶助・・・介護保険料と自己負担費用

医療扶助・・・病院や医院にかかる費用

出産扶助・・・お産の費用

生業扶助・・・手に職をつける、仕事につくための費用

葬祭扶助・・・火葬や埋葬など、葬祭のための費用

【申請窓口】

居住地を管轄する福祉事務所または町村役場になります。

こちらは参考資料となります。
詳細についてのご相談は医療相談員にお声をおかけ下さい。



医療法人社団 三思会 くすの木病院
医療相談室
TEL:0274 - 24 - 3111(代)